

秩父市森林整備計画変更計画書

平成29年3月28日

計画期間

自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日

埼玉県

秩父市

1 変更の理由

(1) 森林管理道の計画変更

平成 24 年 12 月 28 日に樹立（平成 28 年 3 月 11 日に変更）した埼玉地域森林計画について、森林管理道の計画が変更されたことに基づき、平成 25 年 3 月 28 日に樹立（平成 26 年 4 月 1 日に変更）した秩父市森林整備計画について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更しようとするものです。

(2) 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等

森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）の施行により、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画制度において、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等が新たに措置されました。

このため、平成 25 年 3 月 28 日に樹立（平成 26 年 4 月 1 日に変更）した秩父市森林整備計画について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更しようとするものです。

なお、この変更の効力は平成 29 年 4 月 1 日から生じるものです。

2 変更年月日

平成 29 年 3 月 28 日

目 次

I 秩父市の紹介

- 1 市の概況 5

II 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 6
- 2 森林整備の基本方針 10
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 12

III 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 13
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 13
- 3 その他必要な事項 14

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 14
- 2 天然更新に関する事項 15
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 16
- 4 森林法10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 16
- 5 その他必要な事項 17

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 17
- 2 保育の種類別の標準的な方法 18
- 3 その他必要な事項 19

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 19
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 21
- 3 その他必要な事項 22

第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	22
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	22
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4	その他必要な事項	23
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム及び作業システムに関する事項	23
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	24
4	その他必要な事項	29
第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	30
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	31
IV 森林の保護に関する事項		
第 1	鳥獣害の保護に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
2	その他必要な事項	32
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	32
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	32
3	林野火災の予防の方法	32
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	32
5	その他必要な事項	32

V 森林の保健機能の増進に関する事項

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 保健機能森林の区域 | 33 |
| 2 | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 | 33 |
| 3 | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | 33 |
| 4 | その他必要な事項 | 34 |

VI その他森林の整備のために必要な事項

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 森林経営計画作成に関する事項 | 34 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項 | 35 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | 36 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | 36 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項 | 36 |
| 6 | その他必要な事項 | 36 |

I 秩父市の紹介

1 市の概況

秩父市は、埼玉県の北西部にあり、面積は57,769haで、埼玉県全体の約15%を占めている。都心まで約60～80km圏、さいたま市までは50～70km圏に位置し、周囲に山岳丘陵を眺める盆地を形成している。

市域の88%は森林で、その面積は埼玉県の森林の約40%を占めている。ほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父などの県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域である。また、市の中央を流れる荒川は、秩父湖、秩父さくら湖などのダム湖を形成している。この川によって市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中している。西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっている。

気候は、太平洋側内陸性気候に属しおおむね温暖であるが、盆地であるため寒暖の差が大きく、山地では夏季に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となる。

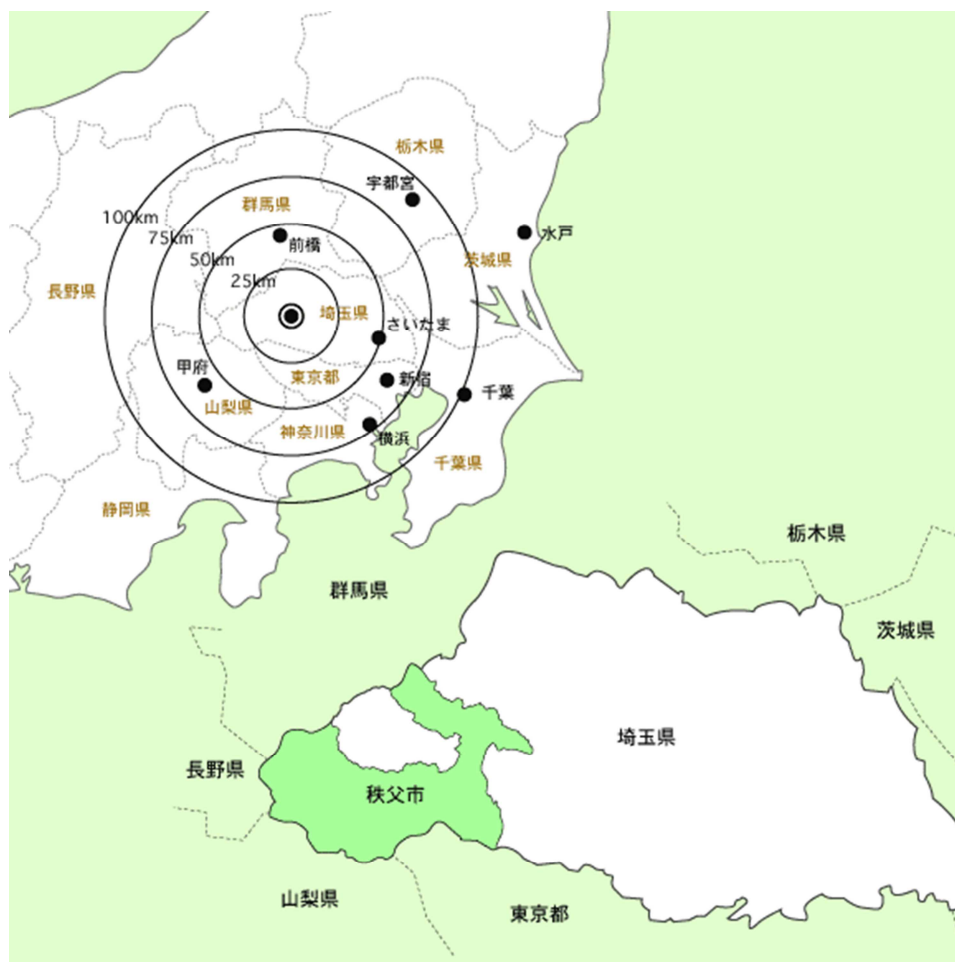


図1-1 秩父市位置図（出典：秩父市ウェブサイト）

Ⅱ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成17年4月1日に、旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併して誕生した新市である。

本市の総面積は、57,769haで森林に恵まれており、森林面積は50,586haで、総面積の約88%をしめている。地域森林計画対象森林面積は38,695haであり、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は、16,864haで人工林率は約44%であり、県全体の民有林における人工林率53%に比べ、低い割合となっている。

表1 秩父市の森林面積内訳

	面積	割合
秩父市面積	57,769ha	—
うち森林面積	50,586ha	88%
うち民有林面積	38,695ha	76%
うち天然林面積	21,321ha	55%
同 人工林面積	16,864ha	44%
うち スギ面積	9,812ha	58%
同 ヒノキ面積	5,357ha	32%

秩父市における人工林の林齢構成は図1-2のとおり、50年生前後の伐期を迎えた森林が多くを占めている。間伐を実施すべき標準的な回数等は、3～7齢級のうちに2,3回、70年生を超えたものを伐期とする長伐期型施業の場合には、標準伐期齢以降は収量比数を勘案しながら適期に間伐を繰り返すものとされている。秩父市の3～7齢級の林班面積は2,825ha、長伐期型施業の間伐対象である3～12齢級の林班面積は11,886haとなっており、このまま推移すると、図1-3のとおり、人工林の高齢級化がさらに加速化することが懸念される。今後、保育、間伐、伐採等を適正に実施していくことが必要である。

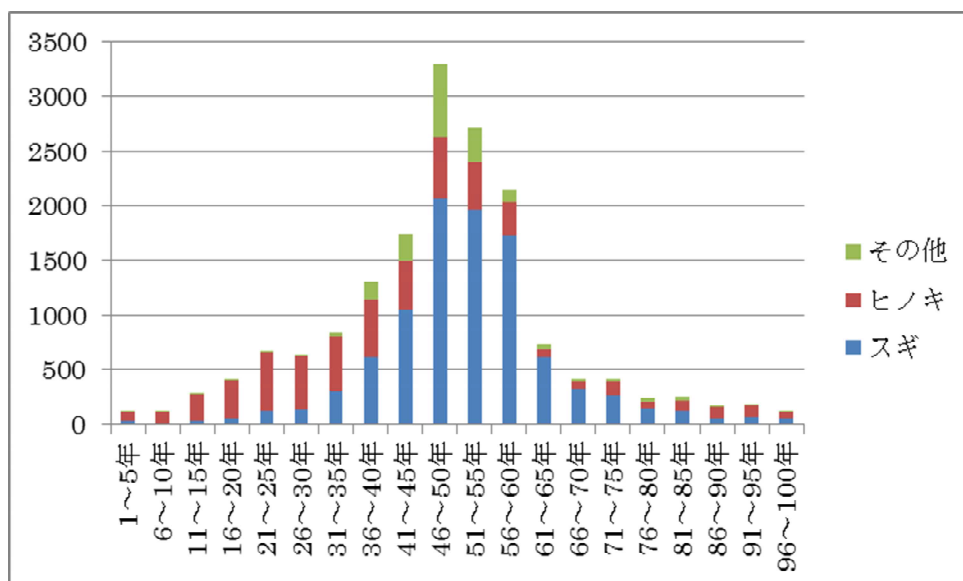


図1-2 秩父市の森林（人工林）の林齢別面積

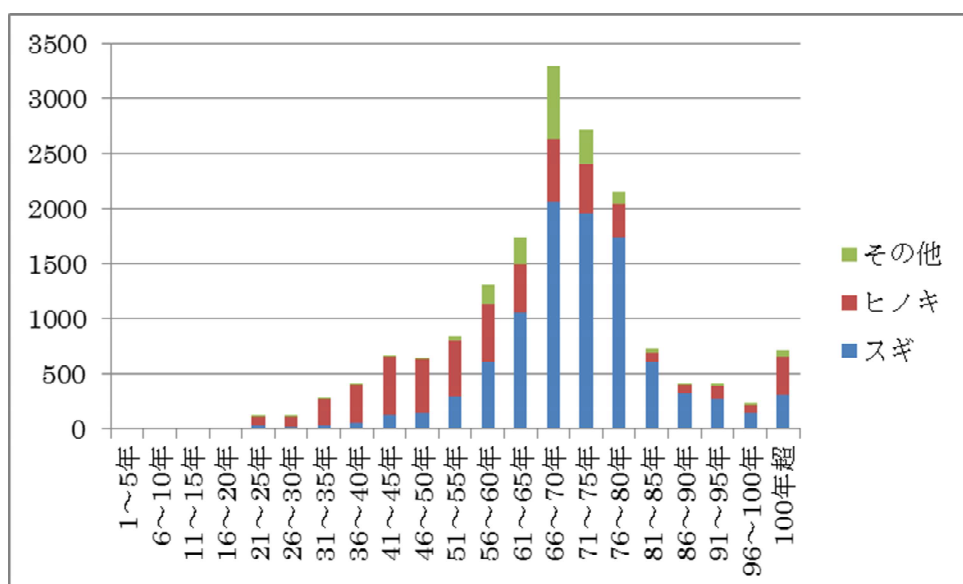


図1-3 秩父市の森林（人工林）の林齢別面積（20年後推計）

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには大径木の広葉樹が立林する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

大滝、荒川、浦山、影森、上吉田、高篠地区は本市の水源地としても重要な地区であり、保水能力の高い良好な森林造成を推進し、水源かん養機能を高度に発揮させることが重要である。また、この地区はスギ、ヒノキの成育に適し成長も良く経済価値の高い優良材の生産を推進させる必要がある。

尾田蒔、大田、原谷、下吉田地区は、広葉樹林が多く成育に適した地区であり需要の見込まれる椎茸原木材等を造成することが望まれる。

また、恵まれた自然を活用し、森林浴を軸とした森林レクリエーションコース等関連諸施設と一体的な森林の整備が望まれる。

なお、本市のこれまでの主な取り組みは次のとおりである。

- ・ 広葉樹植栽整備事業（平成17年度～22年度）

伐期後も伐採されていない森林を保全・活用し、近年見直されている森林本来の状態である針葉樹・広葉樹混交林をモデル事業として実践し、森林の持つ水源涵養機能や森林景観の向上を図るとともに、森林の大切さなどの意識を伝え、健全な森林を次世代へつないでいくため、市では、カエデ等の広葉樹植栽整備事業（「紅葉に彩る植樹のつどい」）を実施した。

スギ・ヒノキの市営林を、通常（2～3割）より強い間伐（5～8割）を行い、伐倒した間伐材は木材市場にて売却。間伐跡地には、地拵え、作業歩道、残存木の強度枝打ち等の整備をし、その後のカエデ植え付け、シカ防護帯の付設を市民参加によるイベント形式で行い、6年間で5.68haの面積を間伐し、4,940本のカエデ等の広葉樹を植栽した。

- ・ 秩父市森づくり協定（平成22年度～）

市では、前述の「広葉樹植栽整備事業」をより発展させ、平成22年度からは、NPO等の団体と「森づくり協定」を締結し、市民参加の森林づくりに取り組んでいる。これまでに、3団体と2件の協定を締結し、約630本のカエデを植栽した。

「森づくり協定」の期間は5年間で、市は、市営林の一部をNPO等の団体に貸与し、「広葉樹植栽整備事業」と同様に、通常より強い間伐を行ない、伐倒した間伐材は木材市場にて売却し、間伐跡地には、地拵え、作業歩道、残存木の強度枝打ち等の整備を行い、その後のカエデ植え付けを、当該NPO等の団体が実施している。

- ・ 木材利用の促進

秩父市では「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）の施行（平成22年10月1日）により木材利用の気運が高まる中、平成22年5月に地元関係者の招聘による「秩父産木材利用検討委員会」を発足させ、秩父産木材の利用検討を進めている。これは公共施設を中心とした木材利用を促し、停滞している林業を再生することが目的である。

また、平成23年5月には「秩父市公共建築物における木材利用の促進に関する方針」を策定し、市有施設の建築にあたっては、地上2階建て以下かつ延床面積3,000㎡以下の公共建築物について、原則木造化することを決定した。平成24年

度からは、「秩父産木材使用住宅等補助事業」を実施し、地域産材の利用促進に取り組んでいる。

- ・「山を蘇らせる仕組みづくりの構築」の実現を目指して

秩父市では平成24年度の秩父市経営方針の最重点事項の一つ、「環境立市ちちぶの推進」の取り組みとして、「山を蘇らせる仕組みづくりの構築」の実現を目指し、秩父市を「奥山の森エリア」「人里の森エリア」「中間エリア」の3つのエリアに分けて、8つのテーマを設定し、それぞれの地域の実情に合わせた取り組みを推進している。

エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山の森エリア（中津川、入川、栃本、浦山） ・人里の森エリア（寺尾、山田、蒔田、下吉田） ・中間エリア（吉田石間・阿熊、荒川日野）
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ1 未来へつなぐ森林資源 ・テーマ2 顔の見える家作り（思い出づくりの森の選定） ・テーマ3 知的好奇心を満たす体験型森林・林業の推進 ・テーマ4 施業の集約化でコスト削減 ・テーマ5 里山を活用した収入間伐の普及 ・テーマ6 カエデ等有用広葉樹の育成と利活用 ・テーマ7 獣害対策（シカ柵の設置等） ・テーマ8 企業や団体による森づくりの支援





○中間エリア（吉田石間・阿熊、荒川日野）

・取組内容

- テーマ1 未来へつなぐ森林資源
- テーマ2 顔の見える家作り（思い出づくりの森の選定）
- テーマ4 施業の集約化でコスト削減
- テーマ7 獣害対策(シカ柵の設置等)







○奥山の森エリア（中津川、入川、栃本、浦山）

・取組内容

- テーマ1 未来へつなぐ森林資源
- テーマ2 顔の見える家作り（思い出づくりの森の選定）
- テーマ3 知的好奇心を満たす体験型森林・林業の推進
- テーマ4 施業の集約化でコスト削減
- テーマ6 カエデ等有用広葉樹の育成と利活用
- テーマ7 獣害対策(シカ柵の設置等)

○人里の森エリア（寺尾、山田、蒔田、下吉田）

・取組内容

- テーマ5 里山を活用した収入間伐の普及
- テーマ6 カエデ等有用広葉樹の育成と利活用
- テーマ7 獣害対策(シカ柵の設置等)
- テーマ8 企業や団体による森づくりの支援

また、「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」に基づき、秩父圏域の森林整備・活用に関する行動計画の策定や秩父産木材の普及促進を図る目的で、平成24年5月23日に「秩父地域森林林業活性化協議会」を設立した。

協議会の構成組織は、秩父圏域の市・町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）及び国・県の機関（林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所、埼玉県秩父農林振興センター）、秩父広域森林組合、横瀬町森林組合、秩父木材協同組合、(財)秩父地域地場産振興センターである。

協議会では、森林資源を生かした産業の再生を目指しながら、秩父の森林を蘇らせていく活動を支援している。具体的には、森林保全・活用を目的とする将来性・持続性のある新たなビジネスプランなどに対して支援することにより、秩父地域の森林の有効活用を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指すものである。また、秩父圏域の市・町が行う森林・林業の施策の具体的な行動計画の策定、協議会ホームページの開設、森林資源量調査の実施にも取り組んでいる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

- ①「水源涵養機能」：下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
- ②「山地災害防止機能／土壌保全機能」：下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
- ③「快適環境形成機能」：樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
- ④「保健文化機能」
 - 1)「保健・レクリエーション機能」：身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。
 - 2)「文化機能」：史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
 - 3)「生物多様性保全機能」：原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している森林。

- ⑤「木材等生産機能」：林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の増進を図るものとし、以下のとおり森林の有する機能ごとに、森林整備及び保全の基本方針を定める。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能		<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能		<p>災害に強い市を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能		<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
保健 文	保健・レクリエーション機能	<p>住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
	文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維

化 機 能		持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
	生物多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。
木材等生産機能		木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林施業の推進方策

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である森林組合は、保育作業を中心とした体制となっており、間伐の実施が重要課題となっているが、今後主伐期を迎える林分が多くなること等から地域に即した林業機械の導入により集約化・省力化を促進し、伐採を計画的に実施するための森林整備を推進する。また、適切な体制整備を推進していくために、森林組合、林業普及指導員、森林所有者、森林管理事務所、農林振興センター等の相互の連携を密にし、講習会等を通じて技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国・県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を含む市単独事業の積極的活用を図り森林整備の促進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市、森林組合、農林公社、林業事業体、木材加工・流通事業体、森林管理事務所等の林業関係者が密接な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業従事者の養成・確保、林業機械の推進、作業路等の整備、秩父産木材の流通・加工体制の整備等について長期展望に立った林業諸政策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

Ⅲ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、以下のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

樹 種								
スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹 (用材以外)	その他の 広葉樹 (用材)
35年	40年	35年	35年	35年	50年	10年	15年	55年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとする。

【主伐の方法】

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

【留意する点】

主伐に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離とし

て、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、生物多様性の保全に配慮するとともに、林地の保全、風害等の各種被害の防止のための必要がある場合には、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯等を設置することとする。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、以下に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中部から上部を基本として選定するものとする。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市と相談して指導を受ける。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ カラマツ、アカマツ	クヌギ、ケヤキ、カエデ類等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、以下に示す本数を標準として決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ・ヒノキ・広葉樹等	疎	概ね 1, 500
	中	概ね 2, 500
	密	概ね 3, 200

イ その他人工造林の方法

人工造林は、以下に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。 ただし、現地の状況により省略することができる。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。 また、植付けに当たっては、苗木の根を良く広げ、根穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	春植えは3月中旬から4月下旬、秋植は9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。 なお、秋植えをする場合は寒害常習地を避けるとともに、苗木の取り扱いに十分注意する。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する多目的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の初日から起算して5年以内を目安とし、人工造林すべき期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

（1）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、ブナ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ミズナラ等

（2）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

（ア）期待成立本数

樹 種	期待成立本数
広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、ブナ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類）	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき立木本数

樹種	期待成立本数
広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、ブナ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類）	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、次の（3）の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000 本/ha

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

埼玉地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び森林資源の質的向上を図ることを目的とする。また、林況に応じた適正間伐を重点的に実施するとともに森林機能の循環と生産性を考慮した利用間伐等を促進し、間伐を実施すべき標準的な林齢、回数、施業方法等を次の表のとおりとする。

標準的な方法による間伐又は保育では、十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法によるものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

なお、長伐期施業については、標準伐期齢までは、間伐及び保育の標準的な方法によるものとし、それ以降は、立木の収量比数を勘案しながら、適期に間伐を繰り返すものとする。

植栽密度 (本 / ha)	樹種	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢			
			1回目	2回目	3回目	4回目
1,500 (疎仕立て)	スギ	標準伐期	—			
		長伐期	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	—			
		長伐期	40	55		
2,500	スギ	標準伐期	25			

(中仕立て)	ヒノキ	長伐期	25	35	45	
		標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	
3, 200	スギ	標準伐期	18	25		
		長伐期	18	25	35	45
(密仕立て)	ヒノキ	標準伐期	20	30		
		長伐期	20	30	40	55

【間伐率】

本数比で概ね20%～35%（針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%）とする。ただし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び森林資源の質的向上を図ると認められる場合においては、10%を下限範囲とする。

【選木方法】

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。またスギやヒノキにあつては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

2 保育の種類別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○																
	つる切	6月上旬～9月下旬																				
	除伐	通年																				
	枝打	9月中旬～3月下旬																				
ヒノキ	下刈	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○	△															
	つる切	6月上旬～9月下旬																				
	除伐	通年																				
	枝打	9月中旬～3月下旬																				

- 注：1 ○印は、通常予想される実行標準。
 2 △印は、必要に応じて実施する。
 3 ←→印は、実行時期の範囲を示す。

【別記】

下刈：原則として筋刈・坪刈とし、必要に応じ2回刈りを行う。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

つる切：目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除去する。

除伐：不用木及び不良木の除去を行う。

枝打：1回あたりの枝打ちの高さは、1～2m程度とし、時期は秋から早春樹液が流動し始めるまで（厳冬期は除く）とする。4mの高さを目安に打つものとする。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適切に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐または保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹 (用材以外)	その他の 広葉樹 (用材)
別表2 附表1	45年	50年	45年	45年	45年	60年	20年	25年	65年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①②に掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全区域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然環境等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採

に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。

また、アの①②に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他の森林施業をすべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹 (用材以外)	その他の広葉樹 (用材)
別表2 附表2 及び 公社林	70年	80年	70年	70年	70年	100年	20年	30年	110年

※標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推

進すべき森林の区域を別表 1 により定めるものとする。この際、区域内において 1 の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

① 兼業農林家の作業閑暇時における森林施業の共同化を推進する。

- ② 森林経営計画による施業の共同化、施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業を促進する。
- ③ 森林組合等に対する委託施業を促進する。
- ④ 啓蒙活動を強化推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林施業の共同化を図るため市、森林組合、地域における指導者の育成等、推進体制の整備強化を図り、集落単位での啓蒙・普及活動と、市不在住の森林所有者への協力の呼びかけを積極的に行う。
- ② 施業の共同化の安定的な実施を確保するため森林施業実施協定の締結を推進する。
- ③ 市不在住の森林所有者、小規模森林所有者等に、森林組合等による施業の受委託を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同施業実施者は、共同施業団地内の作業道、作業小屋等を共同して維持管理し利用できる。
- ② 共同施業実施者は、必要に応じて労務を提供し、また森林組合等に施業の委託ができる。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。なお、この水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域とする。

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網整備を図る観点等から「林道規定の制定について」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針の制定について」（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

延長：m 面積：ha 材積：m³

開設 拡張 別	種類	区分	位置	路線	延長	利用区域		前半5ヵ年 の 計画箇所	対図 番号	
						面積	材積			
							針			広
開設	自動車 道及び 軽車道		秩父 荒川 大滝	秩父中央	5,000	2,485	456,940	149,500	○	N-08 0-09
			秩父	橋立	540	45	3,146	1,911		M-09
			秩父	大久保	500	1,185	176,827	55,385		N-09
			荒川	大指	400	42	7,103	2,820		M-07 L-07
			大滝	御岳山2 号	700	540	53,200	9,800	○	L-06 M-06
			大滝	滝の沢	200	180	9,790	10,109		M-05
			大滝	槌打	2,000	137	21,175	4,827	○	N-06
			大滝	奥大血川	200	128	6,962	7,188		N-07
			大滝	樽沢	200	280	15,228	15,724		0-06
			大滝	鎌倉沢	200	180	0	15,634		K-03
			大滝	天狗岩	200	93	7,366	4,910		N-07
			大滝	小品沢	200	132	0	13,803		L-03
			大滝	巣場	400	78	6,593	4,566		N-07
大滝	学沢	200	173	937	16,264		L-02			

		大滝	井戸沢	200	79	0	302		L-04
		大滝	神庭	200	420	14,116	31,054		N-07
		大滝	栗尾沢	100	164	7,600	5,700		M-06
		大滝	大達原	1,900	145	49,292	3,597	○	N-07
		大滝	大達原支	200	75	2,521	5,694		M-07
		大滝	猪鼻沢	200	187	9,033	5,339		M-07
		大滝	四期萩	4,000	209	41,099	9,089		M-06
		大滝	上強石	2,000	20	4,066	350	○	M-07
		大滝	栃本支	100	122	24,193	1,179		M-04
		吉田	白石山	400	1,098	26,953	69,209		N-06
		吉田	室久保	100	113	8,497	2,758		I-08
		吉田	女形	100	756	69,217	10,735		H-06
		吉田	半納城峰	2,000	230	25,400	7,300	○	H-08
		吉田	栗野山	4,500	102	18,892	6,496	○	J-08
		吉田	栗野山支	100	2	184	96		I-08
		吉田	長久保女 形	800	150	12,000	7,000		I-06
		吉田	女形小川	1,000	118	19,487	2,805		H-06
		吉田	石神沢	2,400	123	5,910	2,139	○	H-08
開設	合計			31,240					

開設 拡張 別	種類	区分	位置	路線	延長	利用区域		前半5か年 の 計画箇所	対図 番号	
						面積	材積			
							針			広
拡張 (改良)	自動車 道及び 軽車道		秩父	定峰	900	552	52,663	9,820	○	K-11
			秩父	橋立	200	447	5,920	12,216	○	M-09
			秩父	栃谷	120	71	3,475	1,435		J-11
			秩父	広河原逆 川	400	2,715	241,877	104,141	○	P-11
			秩父	大久保	100	1,185	176,827	55,385	○	N-09
			秩父	高篠峠	500	183	35,746	647		K-12
			秩父	定峰支	500	223	35,394	3,673		K-11
			荒川	御岳山	700	582	98,720	15,773	○	M-07
			荒川	熊倉	1,000	42	7,320	919		N-08
			荒川	大塚	400	90	5,562	2,094		M-08
			荒川	柴原	500	168	8,111	2,028		L-08
			荒川	双見沢	300	152	14,582	2,636		M-07
			荒川	大指	700	42	7,103	2,820		L-07
			秩父 荒川 大滝	秩父中央	700	2,485	456,940	149,500	○	0-09
			荒川	鷺巣	500	42	4,091	1,843		M-08
			荒川	三又	500	85	15,024	5,822		N-08
			荒川	日向沢	300	16	2,100	0		M-07
			大滝	雲取	500	4,140	84,939	423,382	○	0-06
			大滝	金山志賀 坂	1,800	788	7,645	43,602	○	J-04
			大滝	上野大滝	1,000	1,135	80,426	72,820	○	K-03
			大滝	白石山	100	1,098	26,953	69,209		N-06
			大滝	大輪	300	38	6,165	27		N-07
			大滝	大血川	500	629	34,306	41,381	○	0-07
大滝	大峰	200	152	24,114	2,122		M-05			
大滝	栃本支	300	122	24,193	1,179	○	M-04			
大滝	槌打	300	190	11,851	9,283	○	N-06			
大滝	麻生	100	4	674	152		N-06			
大滝	大達原	300	52	2,983	1,227	○	N-07			

		大滝	上強石	100	20	4,066	350		M-07
		大滝	三峰	1,000	156	3,356	7,828	○	N-06
		大滝	杉ノ峠	200	29	1,392	348		M-07
		大滝	巣場	100	78	6,593	4,566		N-07
		大滝	栗尾沢	200	157	2,561	2,227		M-06
		大滝	御岳山 2号	200	540	53,200	9,800	○	L-06 M-06
		大滝	天狗岩	100	93	7,366	4,910		N-07
		大滝	大山沢	100	502	19,301	65,809	○	L-02
		吉田	太田部	50	102	12,840	2,794	○	G-07
		吉田	太田部峠 1号	740	295	37,266	3,694		H-07
		吉田	女形	100	165	31,282	2,558	○	I-07
		吉田	前千鹿谷	100	31	261	521		J-07
		吉田	千鹿谷	60	101	8,208	3,170		J-08
		吉田	漆木白岩	100	284	31,001	7,075	○	I-08
		吉田	上武秩父	200	2,189	234,752	43,786	○	H-09
		吉田	西秩父	200	1,109	95,489	33,334		H-06
		吉田	明ヶ平沢戸	200	266	39,518	9,545	○	I-07
		吉田	太田部峠 2号	500	473	74,661	9,657	○	H-08
		吉田	松場藤芝	100	94	14,342	4,278		I-09
		吉田	稻荷沢	100	35	3,248	951		J-08
		吉田	半納城峰	300	230	25,400	7,300		H-08
拡張 (舗装)		秩父	定峰	220	552	52,663	9,820		K-11
		秩父	大久保	500	1,185	176,827	55,385	○	N-09
		秩父	橋立	2,000	447	5,920	12,216		M-09
		秩父	茶平	150	43	2,294	1,330		N-09
		荒川	御岳山	10,000	582	98,720	15,773	○	M-07
		荒川	大指	1,900	42	7,103	2,820		L-07
		秩父 荒川 大滝	秩父中央	2,000	2,485	456,940	149,500		N-08
		荒川	三又	900	85	15,024	5,882		N-08

		荒川	日向沢	350	16	2,100	0		M-07
		大滝	栃本支	1,800	122	24,193	1,179		M-04
		大滝	雲取	4,100	4,140	84,939	423,382		O-06
		大滝	白石山	300	1,098	26,953	69,209		N-06
		大滝	槌打	2,000	190	11,851	9,283		N-06
		大滝	大達原	1,000	52	2,983	1,227		M-07 N-07
		大滝	上強石	500	20	4,066	350		M-07
		大滝	杉ノ峠	600	29	1,392	348		M-07
		大滝	上野大滝	7,500	1,135	80,426	72,820	○	K-03
		大滝	巣場	400	78	6,593	4,566		M-07
		大滝	槌打支	400	87	5,844	2,504		N-06
		大滝	大山沢	600	502	19,301	65,809	○	L-02
		吉田	石神沢	2,480	123	5,910	2,139		H-08
		吉田	漆木白岩	2,400	176	31,000	4,699	○	I-08
		吉田	明ヶ平沢 戸	5,800	266	39,518	9,545	○	I-07
		吉田	白岩	1,500	125	19,961	4,042		I-08
		吉田	女形	1,000	756	69,217	10,735	○	I-07
		吉田	竹の久保	650	32	3,583	2,886	○	J-08
		吉田	大波見入	730	34	6,639	616		I-07
		吉田	栗野山	5,500	102	18,892	6,496	○	J-08
		吉田	栗野山支	100	2	184	96		I-08
		吉田	半納城峰	1,000	230	25,400	7,300		H-08
拡張	合計			76,850					

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17

日林整第656号林野庁長官通知)を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

① 林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林組合等林業事業体を育成強化し、雇用体制を整備する。

林業労働者の社会福祉の向上、就労条件の改善について関係団体への指導活動を行う。

林業機械の導入を促進し、作業の軽減化に努め魅力ある職場とし、林業に従事する者の養成及び確保を図りたい。

② 林業労働者の育成方策

森林組合等林業事業体の社会保険、雇用保険、林業退職金共済等への加入促進指導を行い労働者の社会福祉の向上に努める。

林業における技術の習得や機械の取り扱いは、経験的、伝習的な形で行われている。このような現状から、県その他関係団体の協力を得ながら技能の向上、技術の習得及び技術者養成のための研修講習会等の充実を図る。

③ 林業後継者の育成方策

当市の森林所有者は、所有規模10ha以下の者が大半であり林業経営によって生計を維持している者は数少ない。

この中で農業と林業の複合経営によっている兼業農林家が点在している。この兼業農林家の複合経営の内容充実と労力の年間配分を図り、経営の合理化を推進し、農林家による集团的計画的施業の実施、技能、技術の研究普及による若い労働力の

確保及び生活環境の整備を行い、後継者の意欲を増進させ経営の安定を図り林業後継者等林家の育成を図る。

④ 林業事業体の体質強化方策

森林組合は、地域林業の中核的な担い手として、森林の適切な整備、素材生産への取組みの強化、林業従事者の養成・確保、高性能林業機械等による生産性の向上を図り、多角的な事業展開を行うことが求められている。

森林組合が、森林造成から素材生産、加工販売、森林レクリエーション施設や未利用資源活用などの事業実現に向けて支援していく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

① 林業機械化の促進方向

作業路網の整備を図り、作業能率の向上、重労働からの軽減を図るため、地域に即した高性能林業機械の導入を促進する。

② 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒	荒川流域 赤平流域 (急傾斜)	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
集材		集材機 林内作業車	自走式搬器 林内作業車 フォワーダ スイングヤーダ タワーヤーダ
造材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
造林 保育等	下刈	人力・刈払機	刈払機

③ 林業機械化の促進方策

地区単位に共同施業を行うための推進活動を行い集落単位又は、数人の共同により林業改善資金、市における助成措置等を利用し購入するなど、費用負担を軽くすることによって機械化を促進する。

森林組合等組織による共同利用体制を整備し、導入の促進共同利用を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材の生産は、地元及び近隣町村の素材生産業者により行われ、生産された木材は、秩父広域森林組合木材センターに出荷されるほか、地元において加工、県内外へ出荷流通している。

製材加工面においては加工業者が積極的に高性能機械を導入し、省力化、生産性の向上を図っている。

今後、公共建築物にも地元材、国産材を多く利用するよう奨励するとともに、間伐材の利用方法及び市場性を研究し、流通促進を図る。

特用林産物については、椎茸、なめこ等の需要も多く生産拡大が見込まれ、生産拡大に合わせて有利な流通加工・販売の方法を検討し、流通の促進を図りたい。

カエデ樹液については、新しい特用林産物として、生産、商品開発、流通促進を図りたい。

IV 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置(防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等)又は捕獲(わな捕獲、銃器による捕獲等)による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班数)	面積(ha)
ニホンジカ	別添概要図のとおり	38,581.12
合計	669	38,581.12

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置(防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等)等の対策について県、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配備及び作業道の充実により防災管理路網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から、また火入地が傾斜地である場合には上方から下方に向かって行い、かつ日の出後に着手して日没までには作業を終えるなど、秩父市火入れに関する条例（平成17年4月1日 条例第213号）に従って実施すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

(2) その他

該当なし。

V 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

【別表1付表】保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のとおりに。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる、明るく色調に変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導等することを旨として、次表に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
造林	原則として拡大造林は行わないものとする。植栽に当たっては土壌等の自然的条件や区域の景観を勘案し、適地適木を第一として樹種を選定する。
保育	育林単層林の幼齢林（スギ・ヒノキ）については下刈を7～8年生ままで年1回行い、下刈完了後つる切り、除伐をそれぞれ2回行う。間伐は4～7齢級を対象として1回当たり本数伐採率15～30%で2～3回行う。また枝打は2～4齢級を対象として樹高4～5mから1回当たり1～2mの高さで4回行う。特に間伐・枝打については森林空間の利用を勘案して積極的に行う。
伐採	原則として長伐期施業とする。ただし、県立公園第一種特別地域にあつては択伐による複層林施業とする。
その他	森林景観に配慮し、天然林では修景を考慮に入れた施業の導入も進める。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、次表に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

施 設 の 整 備	
① 整備することが望ましい施設	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション施設（遊歩道・林間広場等） ・その他の施設（案内板等）
② 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	18	
ヒノキ	18	
その他	14	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

VI その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
上吉田	上吉田 1～67	3,528.66
下吉田	吉田 1～45	1,614.83
久那・尾田蒔	久那 16～24 尾田薪 25～43	1,081.45
高篠	高篠 1～35	1,534.37
大田	太田 1～21	478.91
橋立	影森 1～19	762.59
浦山・広河原	浦山 1～53	2,305.35
大久保・細久保	浦山 54～84	1,618.09

荒川①	荒川 1～44	2,054.59
荒川②	荒川 45～72	1,055.43
巢場・大血川	大血川 1～11	622.18
槌打・大血川向	大血川 12～31、 落合・滝ノ沢 1～5	1,752.86
強石・大輪	大血川 32～42	371.79
三峰	栃本・大洞 1～19	1,172.99
大洞	栃本・大洞 20～58	3,409.98
栃本向	栃本・大洞 59～72	936.39
大峰	栃本・大洞 73～86	664.42
滝沢向	落合・滝ノ沢 6～18	592.7
滝沢	落合・滝ノ沢 19～30	499.58
小双里・鶉平	落合・滝ノ沢 31～44	496.83
落合・神岡	落合・滝ノ沢 45～53	438.08
中津川向	中津川 1～9、101～107	2,270.67
中津川	中津川 10～28、108	1,131.83
山吹・赤岩	中津川 29～37、50、109	774.57
中双里・小倉沢	中津川 38～49、51、110～112	1,054.71

なお、大血川 201～205、栃本・大洞 206～231、落合・滝ノ沢 232、同 301～305、中津川 233、同 234 の各林班は区域対象外とする。

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めることとする。

- ア IIIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IVの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民参加による森林・林業体験を実施し、森林づくりへの参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

上下流住民参加による森林・林業体験を実施し、森林づくりへの参加を推進する。

(3) その他

該当なし。

6 その他必要な事項

森林保全巡視指導員による巡視の強化を図り森林の保護、保全に関する指導を適切に行う。

林業普及指導員、森林組合との連携を図り、林業技術の普及指導に努める。